

副食費納付のご案内

副食費の納付方法について、以下のとおりご案内します。

納期限

毎月25日（25日が土曜・日曜・祝日の場合は、その翌営業日）



納付方法

口座振替 ※口座振替による納付が困難な場合は、七尾市子育て支援課までご連絡ください。

口座振替手続き方法

「七尾市市税等 口座振替納付依頼書」を、取扱金融機関に提出してください。

なお、手続きにはお申し込みから1か月ほどお時間を要します。

上のお子さんがいて、すでに口座登録がある場合は、同じ口座から振替します。再度のお手続きは不要です。

依頼書の設置場所	口座振替 取扱金融機関 (市外店舗も可)
保育園、 七尾市子育て支援課、 取扱金融機関	北國銀行、北陸労働金庫、北陸銀行、 能登わかば農業協同組合、のと共栄信用金庫、 東日本信用漁業協同組合連合会、 興能信用金庫
	ゆうちょ銀行 ※依頼書用紙が異なります。ご希望の方は、保育園 または七尾市子育て支援課までお申し出ください。

- ・手続きが完了した旨の案内は行っていません。納期限までに手続きが完了していない場合は、現金納付となります。別途、保育園を通じてお知らせします。
- ・一度手続きされれば、次年度以降も継続して振替を行います。再度のお手続きは不要です。

裏面もご覧ください

納期限までに納付がない場合

残高不足の場合、未納になってしまいます。

保育園を通じて「未納のお知らせ」を送付します。
口座の残高不足等で振替できなかった場合は、
現金で保育園に納付していただきます。

なお、再振替は行っていません。納期限内の納付をお願いいたします。



このようなときは

内容	手続き
口座を変更したい場合	新たに「口座振替納付依頼書」を提出してください。
下の子が入園する場合	手続きは不要です。上の子と同じ登録口座から振替します。 なお、世帯で登録できる口座はひとつです。

ご不明なことがありましたら、下記までお問い合わせください。



【お問い合わせ】

七尾市子育て支援課 保育支援グループ
電話 (0767)53-8419